ロ　監理団体

ハ　実習実施機関

ニ　技能実習の実施についてあっせんを行う機関（監理団体を除く。以下この欄において「あっせん機関」という。）

七　前号イからニまでに掲げる機関相互の間で、本邦において申請人が従事する技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。

八　監理団体が次に掲げる要件に適合する講習を座学（見学を含む。）により実施すること。

イ　講習の科目が次に掲げるものであること。

(1)　日本語

(2)　本邦での生活一般に関する知識

(3)　出入国管理及び難民認定法、労働基準法、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（監理団体又は実習実施機関に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得に資する知識

ロ　監理団体が本邦において実施する講習の総時間数が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する予定の時間全体の六分の一以上であること。ただし、申請人が次のいずれかに該当する講習又は外部講習を受けた場合は、十二分の一以上であること。なお、講習時間の算定に当たっては、一日の講習の実施時間が八時間を超える場合にあっては、八時間とする。

(1)　過去六月以内に監理団体が本邦外において実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る講習で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの

(2)　過去六月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において従事しようとする技能実習に資する目的で本邦外において実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る外部講習（座学（見学を含む。）によるものに限る。）で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの（監理団体においてその内容が講習と同等以上であることを確認したものに限る。）

ハ　本邦における講習が、申請人が実習実施機関において技能等の修得活動を実施する前に行われること。

九　監理団体が、技能実習生が上欄の活動を終了して帰国した場合又は上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策（上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合に限る。）を報告することとされていること。

十　監理団体が講習を実施する施設を確保していること。

十一　監理団体又は実習実施機関が技能実習生用の宿泊施設を確保していること。

十二　監理団体又は実習実施機関が、申請人が技能等の修得活動を開始する前に、実習実施機関の事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

十三　監理団体が技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

十四　監理団体が講習の実施状況に係る文書を作成し、その主たる事業所に備え付け、当該講習を含む技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

十五　監理団体が技能実習に係るあっせんに関して収益を得ないこととされていること。

十六　監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が外国人の技能実習に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

	外国人の技能実習に係る不正行為	期間
イ	監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	五年間
ロ	監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為	五年間
ハ	監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	五年間
ニ	イからハまでに掲げるもののほか、監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の人権を著しく侵害する行為	五年間
ホ	監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	五年間
ヘ	監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、第六号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第七号に規定する契約の締結をする行為（ハ及びニに該当する行為を除く。）	三年間